東京都地方独立行政法人における中期目標期間終了後の取組について

1 中期目標期間について

平成24年度末

◆地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(平成21年4月1日設立)

第一期中期目標期間 平成21年度から平成24年度(4年間) 第二期中期目標期間 平成25年度から平成29年度(5年間)

第一期 中期目標期間終了

2 中期目標期間終了に向けた「事前の取組」

本来であれば、第二期中期目標期間が開始されるまでに、法人の中期目標期間における業務実績評価等、一連の取組を実施し、その結果を第二期中期目標に反映させることが、より効果的な検討となるものであるが、地方独立行政法人法では、中期目標期間終了時に実施することとされている。

そういった法制度上の矛盾を埋めるために、東京都では、第二期中期目標の策定に当たり、次のとおり「事前の取組」を実施することで、実質的な検討を行なってきた。(実施済)

事前の取組①『事前評価』を実施<平成23年度>

第二期中期目標の策定に当たり、中期目標期間における業務実績評価(中期目標期間評価)に準じ、第一期中期目標期間が終了する前の予備的な業務実績評価(事前評価)を実施

(参考)平成20年11月評価委員会決定『中期目標に係る業務の実績に関する評価等について』

◆中期目標期間が終了する前に、予備的な<u>『事前評価』を実施</u>し、次期中期目標の作成に反映する と共に、中期目標期間終了時に実施する評価等に活用する。

事前の取組② 局横断的な検討・検証<平成24年度>

第二期中期目標の策定に当たり、関係部署との協議及び局横断的な検討・検証を実施、第二期中期 目標に反映。

3 手続きの概要について(中期目標期間終了後)

こうした実質的な検討(上記「2」参照)を踏まえ、今回、第一期中期目標期間が終了した「健康長寿」について、法定手続きを実施する。

①中期目標期間評価(法第30条)

○地方独立行政法人評価委員会により評価を決定し、知事及び議会に報告する。

業務実績報告書 提出(法人)

分科会 事前審議

評価委員会審議 ⇒決定

知事報告

 \Rightarrow

議会報告(3定)

②組織・業務全般の検討とその結果に基づく知事の所要の措置 (法第31条)

報告書作成・調整 (東京都)

分科会 事前審議 局横断的検討・検証 (東京都)

評価委員会 意見具申

③積立金の次期中期目標期間への繰越と残余金の東京都への納付 (法第40条)

○繰越額(案)について、評価委員会に意見聴取する。評価委員会は都に対し意見具申を行う。 ○知事の承認を受けた繰越額は、次期中期目標期間に繰り越され、残余額は都に納付される。

繰越額申請 (法人)

分科会 事前審議 局横断的検討・検証 (東京都)



評価委員会 意見具申



次期へ繰越

残余金の納付